2 内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。	
［号を削る。］	
3 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。	
4 前号に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。	
5 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策のうち公共分野における民間非営利団体等の参加及び多様な主体の連携の促進による共助社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	
6 市民活動の促進に関すること。	
7 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。	
8～11 ［略］	
12 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。	
［号を削る。］	
	3 前号に掲げるもののほか、内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（独立公文書管理監及び他の政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
	［号を加える。］
	4 第一号一の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
	［号を加える。］
	［号を加える。］
	［号を加える。］
	5～8 ［同上］
	9 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
	10 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。
	11 遺棄化学兵器の廃棄処理事業の実施に関すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。